

監査委員告示第5号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

平成25年5月29日

木津川市監査委員 藤原 義明

木津川市監査委員 高味 孝之

定期監査結果について

地方自治法第199条第4項の規定により、同条第1項及び第2項に規定する事務の監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表します。

記

1 監査執行年月日 平成25年4月26日（金）

2 監査対象部局 出納部
・出納室
議会事務局
行政委員会事務局

3 監査結果

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況についての監査を実施した結果、監査を行った範囲内において適正に処理されていた。

【議会事務局 行政委員会事務局】

市長部局との独立性を今後も確保、堅持し職務に精励されたい。